

11 がん・急性心筋梗塞・脳卒中

3大疾病を保障する契約に加入の場合

- 被保険者が保険期間中、約款に定める下表のいずれかの状態に該当した場合、「10大疾病保険金」などの保障対象となります。
- 「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」は24ページ、「保険料の払い込み免除」は25ページを参照してください。

| ガン・ 重大疾病 予防保険 (10大疾病 保障保険) | | 特定疾病・ 疾病障がい 保険 | | 特定疾病 治療保険 | | 特定 疾病 保険 など |
|--|-----------------------------------|--|--|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 10 大 疾 病 保 険 金 | ワ10 大 疾 病 給 付 金 | 特 定 疾 病 障 が い 保 険 金 | ワ 特 定 疾 病 ・ 疾 病 障 が い 給 付 金 | 特 定 疾 病 保 険 金 | ワ 特 定 疾 病 給 付 金 | 特 定 疾 病 保 険 金 |

●：保障対象 ×：保障対象外

| | | | | | | | |
|-------------|--|---|---|---|---|---|---|
| がん 悪性新生物 | 生まれてはじめて、約款に定める「がん」に罹患したと医師が診断確定した *上皮内がん* ¹ ・非浸潤性のがん* ¹ ・悪性黒色腫以外の皮膚がんは対象外 *胃および腸の上皮内がんは対象 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 生まれてはじめて、約款に定める次のいずれかに罹患したと医師が診断確定した ①上皮内がん* ¹ ②非浸潤性のがん* ¹ ③悪性黒色腫以外の皮膚がん (基底細胞がん・有きょく細胞がんなど) | × | ● | × | ● | × | ● |
| 急性心筋梗塞 | 急性心筋梗塞を発症し、はじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の労働制限* ² が継続したと医師が診断した | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 急性心筋梗塞の手術* ³ を受けた | ● | ● | × | × | × | × |
| | 急性心筋梗塞で入院した | × | ● | × | ● | × | ● |
| 脳卒中 | 脳卒中を発症し、はじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の神経学的後遺症* ⁴ が継続したと医師が診断した | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 脳卒中の手術* ³ を受けた | ● | ● | × | × | × | × |
| | 脳卒中で入院した | × | ● | × | ● | × | ● |

*1 病態の説明は、次ページ参照。

*2 軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

*3 医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術や、先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除などの操作を加える手術。

*4 言語障がい、運動失調、まひなどの他覚的な神経学的後遺症をいいます。

■ がん(悪性新生物)について

- 被保険者が保険期間中に生まれてはじめて約款に定める「がん(悪性新生物)」*1に罹患したと医師に診断確定されていることが必要です。

✕ 保障の対象とならないもの (例)

- ・責任開始期(契約時・復活時)より前に「がん(悪性新生物)」*1と医師が診断確定していた場合
(契約者または被保険者がその事実を知らない場合も保障対象外)
- ・責任開始日(契約日・復活日)から90日以内に罹患し、医師が診断確定した「乳がん」や「乳房の上皮内がん(非浸潤性のがん)」
- ・境界悪性群や中間悪性群(良性新生物とがん(悪性新生物)の中間に位置する病変)

*1 「上皮内がん」「非浸潤性のがん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」を含む。

- 「上皮内がん」「非浸潤性のがん」とは

| 病態 | 説明 |
|--------------------------|---|
| 上皮内がん [じょうひないがん] | 「上皮内がん」とは、がんが上皮の内側にとどまっている初期の状態を表します。子宮けい部や膀胱(ぼうこう)に発生したがんによくみられます。 |
| 非浸潤性のがん [ひしんじゅんせいのがん] | 「非浸潤性のがん」とは、一般的にがんの初期の状態を表します。乳腺(乳管)や膀胱(ぼうこう)に発生したがんによくみられます。 |

■ 急性心筋梗塞について

- 約款に定める「急性心筋梗塞」とは

○ 保障の対象となるもの

- 虚血性心疾患 [きょけつせいしんしつかん] のうち
- ・急性心筋梗塞 [きゅうせいしんきんこうそく]
 - ・再発性心筋梗塞 [さいはつせいしんきんこうそく]

✕ 保障の対象とならないもの

- ・狭心症 [きょうしんしょう]
- ・陳旧性心筋梗塞 [ちんきゅうせいしんきんこうそく]
- ・胸部痛 [きょうぶつう] など自覚症状のみで医師の診断を受けた場合

■ 脳卒中について

- 約款に定める「脳卒中」とは

○ 保障の対象となるもの

- ・脳内出血 [のうないしゅっけつ]
- ・脳梗塞 [のうこうそく]
- ・くも膜下出血 [くもまくかしゅっけつ]
(外傷性のもは除く)

✕ 保障の対象とならないもの

- ・外傷性くも膜下出血 [がいしょうせいくもまくかしゅっけつ]
(疾病性のもは除く)
- ・脳動脈瘤 [のうどうみゃくりゅう] のうち破裂していないもの
- ・一過性脳虚血発作 [いっかせいのうきょけつほっさ]
- ・自覚症状のみで医師の診断を受けた場合